参考

令和８年　９月 28 日

厚木市文化芸術振興委員会
委員長　秋廣　誠　様

厚木市長　山口 貴裕
(公印省略)

第３次厚木市文化芸術振興計画の策定について（諮問）

厚木市文化芸術振興条例（平成 24 年厚木市条例第 28 号）第６条に規定する基本計画の策定について、次のとおり諮問します。

１　諮問事項
第３次厚木市文化芸術振興計画の策定について

２　諮問理由
厚木市文化芸術振興条例第６条第２項において、「市長は、基本計画を策定しようとするときは、厚木市文化芸術振興委員会の意見を聴かなければならない。」との規定に基づき諮問するものです。

担　当　厚木市産業文化スポーツ部
文化魅力創造課
山本・阿部
電　話（046）225-2508（直通）